全国健康保険協会
協会けんぽ

交通事故などでケガをされた場合の保険証使用について

交通事故などの第三者(相手方)の行為によるケガで医療機関にかかる場合でも、保険証(健康保険)を使用して治療を受けることができます。

●第三者の行為とは

□相手方がいる交通事故
□他人からの暴力
□他人が飼っている動物にかまれた
など

「第三者行為による傷病届」をご提出ください

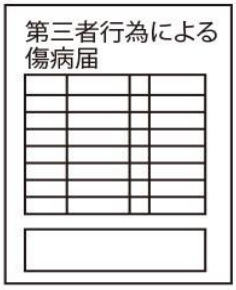

第三者(相手方)の行為によるケガなどで保険証を使用した場合、本来、相手方が負担するべき治療費を協会けんぽが立て替えて支払うことになります。

立て替えた治療費を、後日、相手方に請求するのに必要となるため、必ず**「第三者行為による傷病届」**をご提出ください。

※任意保険に加入されている場合は、保険会社にご相談ください。

示談は慎重に!

当事者間のみで示談をしてしまうと、**示談内容によっては健康保険が使用できなくなる**場合もあります。示談をする前に必ず協会けんぽへご相談ください。

仕事中や通勤中のケガでは、保険証は使用できません

仕事中や通勤中のケガは労災保険の適用となり、原則、保険証は使用できません。

業務災害や通勤災害に該当するか不明な場合は、管轄の労働基準監督署にご相談ください。

【お問い合わせ先】協会けんぽ岐阜支部レセプトグループ ☎ 058-255-5155(自動音声案内4)

◆岐阜労働局からのお知らせ◆

岐阜県最低賃金
令和3年10月1日～ 時間額 **880円**

【お問い合わせ先】
岐阜労働局賃金室
☎ 058-245-8104